

# 地方独立行政法人大阪府立病院機構 会計監査人候補者選定に関する企画提案募集要項

## 1 業務の名称

地方独立行政法人大阪府立病院機構における会計監査人業務

## 2 趣 旨

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について会計監査人の監査を受ける必要があります。また、法第36条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（大阪府知事（以下「知事」という。））が選任することとなっていますので、この度、法人において、会計監査人となる候補者を選定するための企画提案の募集を行うものです。

## 3 業務の概要

別紙「地方独立行政法人大阪府立病院機構会計監査人候補者の選定に関する企画提案募集仕様書」のとおりとします。

## 4 会計監査人の選任と契約の締結

会計監査人候補者の選定は、特別な理由がないかぎり最優秀提案者を第一候補者とし、法人から報告を受けた知事が法第36条の規定により選任し、事業者に対して通知を行います。法人は、知事が選任した事業者に対し、会計監査人として監査契約を締結します。当該監査契約については、提出書類に基づき、具体的な業務内容を協議の上、速やかに締結することとします（平成28年3月下旬を予定）。

ただし、辞退その他の理由で会計監査人の選任及び監査契約の締結に至らなかった場合は、「10 審査・選定方法」に規定する《審査基準》の要件を満たす応募者のうち、あらかじめ選定した次点者を候補者とし、会計監査人の選任及び監査契約に係る交渉の相手方として、再度知事に報告します。

## 5 会計監査人の任期

法第38条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度（平成28事業年度）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく知事の承認の日までとします（ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、事業年度ごとの意見書や報告書の内容を勘案し、平成29事業年度から平成32事業年度についても、1年ごとに再任する方針とします。）。

## 6 監査契約の予定金額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

平成28事業年度から平成32事業年度における契約金額は60,000,000円を上限とします。なお、期間中の各事業年度における契約金額は12,000,000円を上限とします。

上記金額には、報酬、交通費、事務費、通信費等のすべての経費を含みます。

## 7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人（以下「監査法人等」という。）であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。

ただし、複数の公認会計士（以下「連合体」という。）により応募する場合は、共同応募することを相互に約した協定書（写し）と、代表者を定めて「提出書類」の作成及び提出等に関するすべての業務についての権限を委任した委任状を添付できる者であること。

また、連合体により応募する場合は、連合体を構成する者すべてがそれぞれ次の（2）から（8）までのすべての要件を満たす必要があります。

- (2) 監査法人等であって、府の区域内に事業所を有する者であること。
- (3) 本業務従事者が公認会計士法第30条及び第31条による懲戒処分を受けたことがないこと。
- (4) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該

当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 府税に係る徴収金を完納していること。

(7) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(8) この募集開始の日から事業者選定の日までの間において、次のアからエのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）を行なったことにより損害賠償の請求を受けている者。ただし、参加申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

エ 公認会計士法第 34 条の 21 第 2 項の規定による処分を現に受けている者

## 8 応募・選定スケジュール

応募書類の受付	受付期間	平成 28 年 1 月 29 日(金曜日)から平成 28 年 2 月 29 日(月曜日)まで 午前 10 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
応募書類等に対する質問及び回答	質問期間 回答日	平成 28 年 1 月 29 日(金曜日)から平成 28 年 2 月 12 日(金曜日)午後 5 時まで 平成 28 年 2 月 19 日(金曜日)午後 4 時より地方独立行政法人大阪府立病院機構ホームページに掲載します。
選定委員会・プレゼンテーション	開催日	平成 28 年 3 月中旬以降 ※別途、日時を通知します。
結果通知	通知日	全提案者に対し、平成 28 年 3 月下旬頃に行う予定です。

## 9 応募手続

募集要項の配布	配布期間	平成 28 年 1 月 29 日(金曜日)から平成 28 年 2 月 29 日(月曜日)まで 午前 10 時から午後 5 時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)
募集要項の配布方法	配布場所	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 本部事務局 財産・経理グループ 〒558-8558 大阪市住吉区万代東 3 丁目 1 番 56 号 ※郵送による配布は行いません。 以下のホームページからも要項をダウンロードできます。 地方独立行政法人大阪府立病院機構ホームページ ⇒ <a href="http://www.opho.jp/">http://www.opho.jp/</a>
質問の受付	受付期限	平成 28 年 2 月 12 日(金曜日)午後 5 時まで(必着)
	受付方法	◇ 「質問票」(様式 A)により、下記電子メールアドレスあて提出してください。 電子メールアドレス <a href="mailto:honbu06@opho.jp">honbu06@opho.jp</a> ◇ 「件名」の始めに「【質問】」と明記してください。 ◇ 様式以外による質問、電話、ファックス等による質問には回答できません。
	回答方法	質問への回答は地方独立行政法人大阪府立病院機構ホームページに掲載 (平成 28 年 2 月 19 日(金曜日)午後 4 時より)し、個別には回答しません。 大阪府立病院機構ホームページ ⇒ <a href="http://www.opho.jp/">http://www.opho.jp/</a>
応募書類の受付	受付期間	平成 28 年 1 月 29 日(金曜日)から平成 28 年 2 月 29 日(月曜日)まで 午前 10 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
応募書類の受付場所	受付場所	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 本部事務局 財産・経理グループ 〒558-8558 大阪市住吉区万代東 3 丁目 1 番 56 号
応募書類の提出方法	提出方法	書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

応募に要する費用の負担	費用負担	応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
提出書類	応募書類	<p>ア. 申込書（様式1） 【原本1部、コピー10部】</p> <p>イ. 企画提案書（様式2） 【原本1部、コピー10部】</p> <p>ウ. 応募金額提案書（様式3）【原本1部、コピー10部】</p> <p>上記ア・イ・ウの電子データをCD-Rにより1部提出すること。</p> <p>※申込書等は記載項目の内容に応じて枠を適宜修正してお使いください。（様式としてお考えください。）</p>
	添付書類	<p>① 直近の決算(事業)報告書(1年度分又は1年分)の写し【11部】</p> <p>② 印鑑登録証明書(発行日から3ヶ月以内のもの。連合体の場合にあつては、代表者のものに限る。)【原本1部】</p> <p>③ 登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のもの)及び定款(ともに、法人の場合に限る。)【原本1部】</p> <p>④ 納税証明書(未納がないことの証明:発行日から3ヶ月以内のもの)【原本各1部】</p> <p>・大阪府の府税事務所等が発行する府税(全項目)の納税証明書</p> <p>・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>⑤ 障害者雇用状況報告書の写し等【1部】</p> <p>a 常用労働者の総数が50人以上の事業所の場合 公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』(平成27年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し。</p> <p>※電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出してください。</p> <p>b 常用労働者の総数が50人未満の事業所の場合(様式4)</p> <p>⑥ 連合体により提案する場合は、上記添付書類①から④は、すべての構成員について提出してください(ただし、②は記載のとおりとする)。また、共同応募することを相互に約した協定書(写し1部)及び代表者を定めて「提出書類」の作成及び提出等に関するすべての業務についての権限を委任した委任状(各1部)を提出してください。(様式自由)</p>
	書類の返却	<p>・応募書類及び添付書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご理解ください。</p> <p>・なお、応募書類は事業者選定の審査を目的に、添付書類は参加資格の審査のみに利用し、他の目的には使用しません。</p>
書類不備	<p>応募書類及び添付書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。</p>	
選定委員会・プレゼンテーション		<p>平成28年3月中旬以降</p> <p>※別途、日時を通知します。</p>

その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・応募書類の提出に際しては、原本及びコピーのセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。添付書類については、原本とセットにして提出してください。</li><li>・表紙及び背表紙には適宜タイトルと、提案者名等を記入してください。</li></ul> <p>&lt;記入例&gt;</p> <p>「地方独立行政法人大阪府立病院機構会計監査人業務」企画提案書</p> <p>事業者名 ( )</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受付期間終了後の提出・差し替えは認めません。</li><li>・提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。</li></ul>
-----	---

## 10 審査・選定方法

### (1) 審査（選定）方法

ア 次の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時（平成 28 年 3 月中旬を予定）は、事前に提案者に通知を行います。

プレゼンテーション審査には追加資料やパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 申込者が 1 者の場合は、次の審査基準に基づいて選定事業者として適正か否か等を審査し、審査結果が一定の基準を満たした場合（審査項目 1 ～ 3 の合計 70 点のうち 35 点以上であること）は、最優秀提案者（選定事業者）とします。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
1 監査法人等の基礎事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士の人数</li> <li>・財務状況</li> <li>・大阪府の施策との整合性（障がい者雇用の実績）</li> </ul>	5点
2 会計監査人等の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人及び地方独立行政法人における会計監査人業務実績 (特に公営企業型（病院）地方独立行政法人での実績を重視します。)</li> </ul>	15点
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人及び地方独立行政法人におけるその他支援業務実績 (特に公営企業型（病院）地方独立行政法人での実績を重視します。)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央省庁、公的機関等における地方独立行政法人制度に関連する研究会等への関与の実績</li> </ul>	
3 提案内容	<p>&lt;監査方針・計画&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査方針（取組方針、重視する事項等）</li> <li>・監査計画（スケジュール、日数、内容等）</li> <li>・とりわけ提案を行う監査業務 (地方独立行政法人に対する現状・課題認識)</li> <li>・会計支援業務の内容等 (地方独立行政法人に対する現状・課題認識)</li> <li>・重要事項への対応</li> </ul>	50点
	<p>&lt;監査体制等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査チームの構成（実績等）</li> <li>・監査チームの組織体制、指揮命令・情報の共有体制、サポート体制等</li> <li>・監査業務の品質確保の取り組み等</li> </ul>	
	<p>&lt;経営改善等の提案&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人経営に関する助言や情報提供等</li> <li>・経理研修</li> </ul>	
4 所要経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の縮減（見積金額）</li> </ul>	30点
合計		100点

### (3) 選定結果

選定結果については、採否にかかわらず全ての提案者に選定後速やかに書面にて通知します。（電話等によるお問合せにはお答えできません）

また、候補者選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を地方独立行政法人大阪府立病院機構ホームページ（<http://www.opho.jp/>）において公表します。

なお、提案者が2者であった場合の次点者の評価点は公表しません。

- ア 最優秀提案者と評価点
- イ 全提案者の名称（申込順）
- ウ 全提案者の評価点（評価点順）
- エ 最優秀提案者の選定理由
- オ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

### (4) 選定対象からの除外（失格事由）

提案者に次のいずれかの行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とします。なお、連合体にあっては、構成員が1つでもこれらの条項に該当する場合は同様とします。

- ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載が認められた場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 1.1 その他

- (1) 「10 (4) 選定対象からの除外（失格事由）」等により大阪府または法人が損害を被った場合、賠償を請求することがあります。
- (2) 提案者は選定事業者決定後において、この募集要項、仕様書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 選定事業者が、選定事業者選定日から契約締結日までの期間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (4) 選定事業者が、選定事業者選定日から契約締結日までの期間において、次のアからウのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
  - ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償請求を受けた者



ウ 公認会計士法第34条の21第2項の規定による処分を現に受けた者  
(5) この要項に定めのない事項については、法人と協議の上、決定するものと  
します。

## 12 問い合わせ先

地方独立行政法人 大阪府立病院機構

本部事務局 財産・経理グループ（担当：江藤）

〒558-8558 大阪市住吉区万代東3丁目1番56号

TEL (06) 6692-9421（直通） FAX (06) 6692-9423